

2023年第1回定例会／2月13日（金）～3月15日（水）

日本共産党 井坂しんや県議代表質問&答弁＝一括質問＝

2023年2月17日（金）

* 一問一答形式に編集

（文責：日本共産党神奈川県議団）

《主な質問項目》

【1】物価高騰対策について

- (1) 物価高騰の要因とアベノミクスの影響について
- (2) 国や県の物価高騰対策について
- (3) 生活保護について
 - ア) 生活保護費の引き上げについて
 - イ) 冷房器具の購入及び夏季加算について

【2】安全保障に対する知事の政治姿勢と基地問題について

- (1) 敵基地攻撃能力の保持について
- (2) 横浜ノース・ドックへの新部隊編成について

【3】P F A S（有機フッ素化合物）について

- (1) 米軍基地における流出問題について
- (2) 暫定目標値を超えた地域での原因究明と調査について

【4】県立総合療育相談センターと湘南東部障がい保健福祉圏域の

サービス提供体制について

【5】気候危機対策について

- (1) 地球温暖化対策に係る既存事業の促進について
- (2) 太陽光パネル設置の促進について
 - ア) 県有施設への設置の促進について
 - イ) 住宅への設置の促進について

【6】葉山港指定管理者の選定に係る住民監査請求の結果について



[井坂議員]

日本共産党の井坂新哉です。私は日本共産党県会議員団を代表し、知事に質問をさせていただきます。

県の2023年度予算案は知事選を控えて骨格予算として編成されたとのことですが、留保財源は約50億円で、実際はこれまで進めてきた政策をそのまま継続することや、喫緊の課題について予算の増額や新規事業なども示されております。

これまでの政策に対する評価とともに、県民の切実な願いや生活をどう支えていくかなどについて、政策提案をしながら質問をさせていただきます。

【1】物価高騰対策について

- (1) 物価高騰の要因とアベノミクスの影響について

質問の第1は、物価高騰対策についてです。最初に、物価高騰の要因とアベノミクスの影響について伺います。

急激な物価高騰が県民の暮らしを厳しい状況に追い込んでいます。物価高騰の要因は多々ありますが、一番大きい要因となっているのは急激な円安です。この円安は、これまでの新自由主義的な経済政策や、アベノミクスの影響が根本にあると言われております。

ある経済学者によると、円安の要因は欧米各国と日本の金利差にあり、日銀が金利を上げられない理由は、アベノミクスの異次元の金融緩和によって、2022年9月末時点で日銀の国債の保有割合が50.3%、約536兆円という巨額な保有残高にあるとしています。また、内需型産業の供給能力が衰退しているのと同時に、円安局面でも輸出数量が増えず貿易赤字が定着しているのは、国内産業の空洞化と競争力衰退が進んでいることであり、これらは新自由主義に基づく経済政策によるものと指摘しています。

知事は2017年の私の代表質問の答弁で、名目GDPや就業者数の増などを理由に「アベノミクスの効果が表れ始めている」と答弁されました。しかし、先ほどの専門家の指摘にもあるように、日本経済の根本的な衰退が顕著になり、先進国の中では賃金の上昇のない数少ない国となっています。実質賃金は前年度比0.9%の減少、2015年を基準とした比較では2.4ポイントの減、リーマンショック後の2009年の実質賃金との比較では、6.4ポイントも下がっている状況です。

そこで知事に伺います。現状の物価高騰の要因や経済状況とアベノミクスの関係について、どのように捉えているのでしょうか。そして、これまでのアベノミクスについてはどのように評価をされているのでしょうか、知事の見解を伺います。

〔黒岩知事〕

井坂議員のご質問に順次お答えしてまいります。

初めに物価高騰対策について何点かお尋ねがありました。まず、物価高騰の要因とアベノミクスの影響についてです。物価高騰の要因や経済状況と、アベノミクスの関係についてです。

物価はさまざまな要因により変動するものですが、現在の物価高騰の要因は、主にウクライナ情勢等に伴う世界的な原材料価格の上昇によるものと考えています。

次に、アベノミクスに対する評価についてです。安倍首相が就任した平成24年以降、辞任する令和2年9月までの間で見ますと、大規模な金融緩和策により輸出企業の業況が好転するとともに、日経平均株価も10,000円台から23,000円台に上昇するなど、企業の業績は回復しました。また、完全失業率も4%台から2%台に低下するとともに、有効求人倍率も0.8倍から1.11倍に上昇するなど、雇用情勢の改善も見られました。

一方、実質賃金は伸び悩んでいる状況でしたが、わが国の名目GDPは39兆円増加したことから、経済成長に一定の効果はあったものと考えています。

〔井坂議員〕

(2) 国や県の物価高騰対策について

次に、国や県の物価高騰対策についてです。

現在の物価高騰の影響を一番受けているのは、生活保護世帯や年金だけで生活する高齢者などの低所得世帯と、家計支出が多い子育て世帯などです。これらの世帯への支援が急務となっていますが、まずは消費税の減税や年金の引き上げなどの生活支援が大切です。また、中小企業対策も重要です。今行っている賃上げのための優遇税制をさらに拡充することや、社会保険料の事業者負担に対する補助を行うこと、県として県税である中小企業の事業税の減免などを実施する

県内市町村国保 決算補填目的等の一般会計法定外繰入額の推移			
	2016 (H28) 年度	2020 (R2) 年度	対16年度比 (%)
決算補填目的等法定外繰入額	290億4213万円	85億7951万円	25.9
一人当たり保険料調定額 (年間)	104,995円	156,676円	149.2
保険料 (税) 負担率 (%)	11.24	11.88	105.7

健康医療局の資料をもとに日本共産党神奈川県議団作成

県内1号被保険者の介護保険料 (基準額) の推移			
	第1期 (2000~2002年)	第8期 (2021~2023年)	対1期比 (%)
介護保険料基準額 (県平均) (円/月)	2,975	6,028	202.6

日本共産党神奈川県議団作成

ことなどが大切です。

物価高騰対策は、基本的に国が中心となって取り組まなければいけない問題ではありますが、県として県民生活を支援する立場から、様々な方策を取ることも必要です。その一つとしては、水道料金や介護保険料、国民健康保険料など、公共料金の引き下げなどを検討する必要があります。

例えば、国民健康保険料は、国が決算補填目的の法定外繰入を減らすよう自治体に求めている影響で、ここ数年、保険料の負担率が上昇しています。また、県営水道の料金なども値上げの方向での料金改定の論議が進んでいますし、介護保険料は保険制度導入時と比べると、65歳以上の第1号被保険者では保険料が倍になっている状況です。このままでは、県民生活が成り立たなくなります。

そこで知事に伺います。消費税の減税や年金の引き上げ、中小企業に対するさらなる賃上げ政策の実施などの物価高騰対策を国に求めるべきと思いますが、知事の見解を伺います。

また、県として水道料金などの公共料金や介護・国保の保険料などの引き下げを行うべきと考えますが、知事の見解を伺います。

〔黒岩知事〕

次に、国や県の物価高騰対策についてです。まず、物価高騰対策等の国への要望についてです。

消費税は将来にわたって社会保障の安定財源を確保する観点から導入されたものであり、年金制度のあり方は社会保障制度全体の中で議論されるべきものであることから、消費税率の引き下げや年金の引き上げを国に要望することは考えておりません。また、物価高騰に対応する賃上げ政策については、生産性向上への支援や価格転嫁の円滑化など賃上げを可能とする環境整備の一層の推進を図るよう、全国知事会を通じて国に要望しています。

次に、公共料金等の引き下げについてです。県営水道は燃料価格の高騰等に伴う支出増の影響が顕著に表れており、厳しい経営状況の下では水道料金の引き下げは困難です。

また、国民健康保険料は医療費そのものが増加しているため引き下げは困難ですが、急激な保険料の負担増とならないよう国に対し財政支援策を講じることを求めています。

また、介護保険料は保険者である市町村が3年ごとに必要となる介護サービスの量を踏まえて決定をしており、低所得者の負担を軽減する制度もありますので、県が引き下げを求める予定はありません。

〔井坂議員〕

(3) 生活保護について

ア) 生活保護費の引き上げについて

次に、生活保護について伺います。

私は、昨年10月の予算委員会で、物価高騰に見合った生活保護費の引き上げを国に求めるよう質問しましたが、知事は5年ごとの生活保護費の見直しの時期であり、国で検討中だから国に対して生活保護費の引き上げは求めないとの答弁でした。

次に、生活保護についてお尋ねがありました。まず、生活保護費の引き上げについてです。

平成 25 年度の保護費基準改定の取り消しを求める訴訟は、現在全国 14 の地方裁判所で判決が出ています。このうち 5 件で原告側の一部勝訴となっていますが、国や関係自治体は控訴しており、訴 4 訟は継続していますので、県としては裁判の行方を注視していきたいと考えています。

次に、国の消費実態の調査の見直しと保護費引き上げの国への要望についてです。

令和 5 年 10 月に改定される生活保護基準について、国は社会保障審議会において消費実態に関わる統計データ等を用いて専門的な検証を行った上で、新たな基準の設定を進めていると認識しています。例えば、一般低所得世帯の消費実態を反映し、子育て世帯などは引き上げるほか、足元の物価上昇を反映して、全ての世代において臨時的な加算措置を講じる方針が示されています。

県としては、消費実態の調査は国の責任において適切に実施するものであり、見直しを求めることは考えていませんが、今後示される生活保護基準については、その詳細を確認した上で検討してまいります。

《再質問》

〔井坂議員〕

再質問をさせていただきます。最初に、物価高騰対策のうち生活保護に関連して再質問をさせていただきます。

裁判の結果、今はまだ控訴されていますので、裁判中だから注視するということが話がありました。同時に、生活保護基準の見直し、調査については、見直しを求めないということではありましたが、私はやはり気になって、どうしてもこれはおかしいと思っているのは、今回の生活保護基準の改定、先ほど資料も出しましたけれども、75 歳以上の高齢者は生活保護基準が 0%~0.6% という状況で、これ、消費者物価指数の上昇率とは到底合っていないと私は思っているんです。

そうすると、これ、知事の認識として聞かせていただきたいのですが、75 歳以上の生活保護世帯は現在の物価高騰の影響を受けていると思っているのでしょうか、思っていないのでしょうか。

要するに、物価高騰の影響を受けているのであれば、これは生活保護基準を上げないと到底生活できなくなるということなので、まずは知事の認識として 75 歳以上の生活保護世帯は現在の物価高騰の影響を受けていると思っているのかどうか、聞かせていただきたいと思います。

〔黒岩知事〕

それではお答えしてまいります。まずは物価高騰対策についてでありますけれども、令和 5 年 10 月からの生活保護基準を検討した国の社会保障審議会では、物価上昇を背景に消費実態等の社会経済情勢が変化していることについて、適切に配慮する必要があるといった意見が付されまして、国は全ての世帯に臨時的な加算を行う方針を示しています。また、一次扶助や加算を含めた生活保護基準の詳細は今後示されることから、その内容を確認した上で検討していきたい、そう考えております。

75 歳以上にその物価高騰の影響はあると思うかといった質問でありますけれども、これは 75 歳以上でだけではなくて全ての世代に物価高騰の影響は当然あるというふうに思っています。

《意見・要望》

〔井坂議員〕

それでは、意見を述べさせていただきます。生活保護費に関連してはですね、75 歳以上、影響あるっていうのは知事も述べられた通りだと思うんです。

やっぱり影響があるという認識を示されたのであれば、やはりそれに見合った生活保護費の引き上げをきちっとしてくれというふうに国に求める必要があると思いますので、是非そのことはお願いしたいと思います。

[井坂議員]

イ) 冷房器具の購入及び夏季加算について

また、私たちは冷房器具・クーラーの購入に対して、全ての生活保護世帯で生活保護費の対象にするよう求めてきました。生活保護世帯の半分以上は、65歳以上の高齢者です。夏の猛暑で熱中症などにかからないためにも、冷房器具は必須となっています。

全ての生活保護世帯が冷房器具を購入できるように生活保護費の支給対象とすることや、電力需要に見合った夏季の加算の検討などを県として国に求める必要があると思いますが、知事の見解を伺います。

また、国がそれらの実施をしないのであれば、県として独自の対応を図る必要があると思いますが、知事の見解を伺います。

[黒岩知事]

次に、冷房器具の購入及び夏季加算についてです。

生活保護制度では、平成30年度から保護の開始時や転居時の際に冷房器具が設置されていない場合は、購入費用の一部を支給することができるようになりました。しかし、故障などにより器具を更新する場合は生活費で負担するものとされ、生活保護費の対象になっていません。

夏場の猛暑が続く近年では冷房器具は健康に生活するために必要なものであり、買い替えなどへの対応は、冷房器具を適切に使用するための夏季の光熱費とともに、生活保護制度に反映させる必要があると認識しています。

そこで県は、冷房器具の更新や夏季の光熱費について保護費で支給することができるよう、国に制度改正の意見を提出しています。なお、生活保護基準や制度の運用については国の責任において定めるべきことから、県が独自に冷房器具の購入に助成することは考えていませんが、低所得の方が冷房器具を購入する際には、無利子で月々の支払いが比較的低廉な生活福祉資金も活用できますので、こうした制度を丁寧にお知らせしてまいります。

県は、生活保護が生活保護世帯の生活実態に即した制度となるよう、今後も国に改善を求めてまいります。

[井坂議員]

【2】安全保障に対する知事の政治姿勢と基地問題について

(1) 敵基地攻撃能力の保持について

次に、安全保障に対する知事の政治姿勢と基地問題について伺います。

政府は、12月16日に、安保3文書の改定を閣議決定しました。この内容は、専守防衛を投げ捨て敵基地を攻撃できる能力を自衛隊が保持することや、防衛費を大幅に増やしトマホークなどのミサイルを購入することなどです。

これは、2015年の集団的自衛権を認める安保法の制定に続き、憲法違反のものであり、まさに戦争できる国づくりであり、自衛隊を

導入するスタンド・オフ・ミサイル (長距離ミサイル)

国産いざれも研究・開発中	12式地对艦誘導弾能力向上型/1000°以上 地上だけでなく艦船、戦闘機 (F2戦闘機) にも搭載。2026年度以降の配備目標	輸入	トマホーク/1600° 米国製の長距離巡航ミサイル。イラク、アフガニスタンなど米の先制攻撃戦争で使用。23年度予算案に購入費を計上
	極超音速高速滑空弾/2000°? (巡航防衛用高速滑空弾・能力向上型) 高高度を上下動しながら滑空し、マッハ5以上で落下・攻撃。配備時期未定		JSM/500° ノルウェー製の空対地、空対艦ミサイル。納入され次第、F35Aステルス戦闘機に搭載
	極超音速誘導弾/3000°? スクラム・ジェットエンジンを搭載。低高度をマッハ5以上で飛行。誘導で軌道も自在に。配備時期未定		JASSM/900° 米国製の空対地ミサイル。F15戦闘機の改修完了後、搭載。23年度予算案に取得費を切計上

提供：2023年2月8日しんぶん赤旗

日本の防衛とは関係のない台湾有事などに米軍と一緒に軍事行動を行うことができるようにするものです。

このような国の方向について、知事はどのように考えているのでしょうか。とりわけ神奈川には米軍基地だけでなく自衛隊の施設も多く、米軍との一体化、敵基地攻撃能力を持つことは、今まで以上に県民に危険が及ぶと考えられ、国の政策だからといって黙って見過ごすことはできないと思います。

敵基地攻撃能力の保持、米軍との一体化での集団的自衛権の行使などについて、どのようにお考えか、知事の見解を伺います。

また、国の政策変更に伴って、神奈川県民の安全や安心などについてどのような影響が及ぶとお考えか、知事の見解を伺います。

[黒岩知事]

次に、安全保障に対する私の政治姿勢と基地問題についてお尋ねがありました。まず、敵基地攻撃能力の保持についてです。

わが国を取り巻く安全保障環境が急速に厳しさを増している中、昨年 12 月、岸田内閣は新たな国家安全保障戦略、国家防衛戦略及び防衛力整備計画のいわゆる安保 3 文書の改定を閣議決定しました。

わが国への侵攻に対する抑止力の強化を内容とする今回の改定は、国民の命と平和な暮らしを守るという国の最も重要な責務を果たすため出されたものと受け止めており、県民の安全安心の確保にも寄与するものと認識しています。

県としては、万一の事態から県民の命を守るため国や市町村と連携し、避難施設の確保や情報受伝達の体制の強化など、いわゆる国民保護にしっかりと取り組んでまいります。

[井坂議員]

(2) 横浜ノース・ドックへの新部隊編成について

次に、この安保 3 文書の改定に関連して 1 月 11 日に日米 2 プラス 2 が開かれ、安保 3 文書の推進を確認しています。その中には、横浜ノース・ドックに新しい部隊を編成することが公表されました。

1 月 30 日の米軍司令官との懇談の中で、知事は地域住民の不安を取り除くため情報提供を求めているとしていましたが、その後記者には「中長期では縮小・返還を求めていくが、今は受け入れていくことになる」と発言され、容認する姿勢を示しました。

しかし、横浜ノース・ドックへの新部隊編成は明らかに基地機能の強化に当たるものであり、安保 3 文書や日米 2 プラス 2 の関係で行けば恒久的な配備になる可能性が高く、いくら日米の間で取り決めたものとしても、基地の整理・縮小、返還を県是とする県として認めることはできないと考えます。知事は国や米軍に対して抗議し撤回を求めるべきと思いますが、知事の見解を伺います。

[黒岩知事]

次に、横浜ノースドックへの新部隊編成についてです。横浜ノースドックは横浜港の中心に位置し市街地に所在していることから、新編される米陸軍小型揚陸艇部隊の活動内容によっては、周辺市街地や民間船舶等に影響を与える可能性もあります。



そこで、2月7日、県と横浜市を含む基地関係市で構成する基地関係県市連絡協議会として、当該部隊の活動内容等について適時適切に情報提供することや、周辺市街地や民間船舶等への影響を最小化するよう、万全の対策を講じること等を国に要請しました。

また、同協議会において、横浜ノースドックを含めた県内基地の整理、縮小、早期返還に取り組むことについても、引き続き国に求めているところです。

さらに、米軍に対しては、1月30日に開催した在日米陸海軍司令官との意見交換会で、私から部隊新編に関する情報共有の必要性について説明し、在日米陸軍司令官から国を通じて情報共有していくとの発言もありました。

横浜ノースドックにおいて新編される部隊については、配備撤回等を求める考えはありませんが、今後も横浜市等と連携し適時適切な情報提供や必要な対策の実施を求めるとともに、県内基地の返還等を国に働きかけてまいります。

〔井坂議員〕

【3】P F A S（有機フッ素化合物）について

（1）米軍基地における流出問題について

次に、有機フッ素化合物であるP F A Sについて伺います。まず、米軍基地における流出問題についてです。

この問題は、2020年に政府がP F A Sの暫定目標値を1リットル当たり50ナノグラムと定めた以後、県の河川調査で暫定目標値を超えるP F A Sが検出されたことや、沖縄県嘉手納基地周辺で高濃度のP F A Sが検出されたことなどで、問題が浮き彫りになりました。

県内では引地川水系や鳩川水系、座間市の水源などで暫定目標値を超えるP F A Sが検出されていますが、この原因調査ははまだ進んでいません。わが団としても昨年の本会議で続けて取り上げ、原因究明を求めてきました。

そのような中、5月に米海軍横須賀基地で高濃度のP F A Sの流出があり、さらに9月には米海軍厚木基地でも流出事案の発生が続きました。このような状況を受け、神奈川県基地関係県市連絡協議会としてこの問題について2回の要請を政府に提出し、本議会からも10月に国に対して意見書を提出しました。その後、厚木基地では10月、12月に2回、横須賀基地では12月に立入調査が行われました。

河川名	地点名	2020年度			2021年度
		PFOS (ng/L)	PFOA (ng/L)	PFOS及び PFOA 合計値 (ng/L)	PFOS及びPFOA 合計値(ng/L)
引地川	草柳橋	9.5	1.8	11	14
引地川	福田1号橋	210	9.8	220	120
引地川	福田橋	99	15	110	340
蓼川	厚木基地上	10	3.2	13	17
蓼川	立川橋	170	17	180	190
蓼川	蓼根橋	110	11	120	120
引地川	下土棚大橋	80	8.3	88	170
引地川	富士見橋	43	7.6	51	170

※令和2年度引地川水系有機フッ素化合物調査結果表
※令和2年度厚木基地有機フッ素化合物調査結果表
※令和2年度立川橋有機フッ素化合物調査結果表

引地川水系
有機フッ素化合物調査結果

格納庫（泡消火剤が漏れた現場）



提供：環境農政局

このような立入調査はこれまでに無かったことであり、県として努力されたことについては重要なこととして受け止めています。しかし、この調査については一定の限界も分かりました。

実際の調査は米軍の判断で調査できる所を決めていたり、水の採取なども米軍が決めた所で行えないなど、あくまでも現場確認という状況で、流出の範囲や程度、流出原因の特定につながるような調査が行われたとは言えない状況でした。

県内の米軍の基地ではすでにPFASを含む泡消火剤などは交換が完了したとのことですが、原因究明と被害状況の確認は引き続き行うことが必要です。

そこで知事に伺います。今後も原因究明と河川や土壤汚染の状況など、被害状況の調査を引き続き行う必要があると思いますが、知事の見解を伺います。

また、今回環境補足協定に基づいて基地への立入調査が行われましたが、課題が残ったと思います。どのような課題があると感じておられるのか、立入調査の実施に対する評価を含め、見解を伺います。

さらに、改善のためには環境補足協定の見直しとともに、その根本にある日米地位協定の改定について引き続き求める必要があると思いますが、知事の見解を伺います。

[黒岩知事]

次に、PFAS、有機フッ素化合物についてお尋ねがありました。まず、米軍基地における流出問題についてです。

PFASの一種であるPFOS等の米軍基地からの流出事故については、原因究明を行った上で再発防止等を図ることが重要です。このうち、基地内の原因調査は日米両国政府の責任において行うべきであり、未だに流出原因が不明の横須賀基地について、基地関係県市連絡協議会において早急な原因究明等を国に求めています。基地の外の調査については、河川に放流している厚木基地下流の水質に流出の影響がないことを、県が確認しています。土壤調査等は、測定法を国が検討中であり、情報収集していきます。

次に、県が行った厚木基地への立ち入り調査への評価ですが、県が希望する調整池での採水が認められ、米軍から事故原因等の説明が行われたことは評価します。一方で、環境補足協定では結果の公表に米側の了解が必要であり、10月に実施した採水調査の結果を早急に公表できるように国に働きかけていきます。

さらに、こうした問題の背景には、日米地位協定に環境に関する規定がなく、基地内の環境管理が米側の裁量に大きく委ねられているという課題があります。このため、日米地位協定を改定し、わが国の環境法令を米軍に適用できるよう、国に働きかけていきます。

[井坂議員]

(2) 暫定目標値を超えた地域での原因究明と調査について

次に、暫定目標値を超えた地域での原因究明と調査についてです。

PFASの問題は県内の河川の調査で問題になっているわけですから、米軍基地からの流出問題とは別に、原因究明と環境や人体への影響を調査する必要があります。特に人体への影響という点では、水源地での暫定目標値を超えている状況や、2007年の県内河川での調査では暫定目標値を超



えるPFASが検出されていることから、その影響を調査することは大変重要です。

沖縄県の嘉手納基地周辺や東京の横田基地周辺では、住民の血中に含まれるPFASが多くなっているとの調査結果もあり、今後の人体への影響が懸念されます。

新聞報道によりますと、来年度、座間市では水路の調査を行う予算が組まれているとのこと。県として座間市と連携して取り組むとともに、県内の河川で暫定目標値を超えていた引地川水系や鳩川水系などの周辺の土壌調査などを行う必要があると思います。

そこで知事に伺います。県内河川でPFASの暫定目標値を超えた原因の究明を行うとともに、河川周辺の土壌調査や周辺住民の人体への影響調査を行うべきと考えますが、知事の見解を伺います。

[黒岩知事]

次に、暫定目標値を超えた地域での原因究明と調査についてです。まず、原因究明については、継続的に目標値を超えている引地川で現在調査を行っています。

次に、土壌調査については、PFASのうちPFOS等については、水質は暫定目標値が設定されているのに対し、土壌については、濃度を把握するための測定法について国では現在技術的検討を進めている段階で、目標値もありません。また、人体への影響についても国際的な統一見解がないことから、国が現在毒性情報の収集等を進めています。

これらを踏まえ、国が先月検討会を立ち上げたことから、県はその検討状況を注視するとともに、河川水等の調査に引き続き取り組んでいきます。県は、今後も水質の暫定目標値を超えた地域について継続的に監視等を行い、その結果の公表などをはじめ、県民のみなさまに安心していただけるような情報発信に努めてまいります。

《再質問》

[井坂議員]

2点目はPFAS、有機フッ素化合物に関連して、暫定目標値を超えた地域での原因究明と調査についてです。

今、国の方がどのような検査方法とか、土壌調査については検査方法などを今考えているということで、検討しているというところではありますけれども、実はアメリカではこのPFASの規制、厳しくなっています。アメリカの環境保護庁ではPFOSでは1リットル当たり0.02ナノグラム、PFOAでは10当たり0.004ナノグラムと厳しくしています。

さらに、人体の影響についても、アメリカやヨーロッパでは人への影響に関する追跡調査も行なっているというふうに言われていて、アメリカの専門家チームは精巣がんや腎がんのリスクを増加させ得ると結論付けたとも報道されているわけです。

このような状況を見ると、やはり予防的な観点から、今調査方法が確立されていないとか検討を進めているというこういう状況かもしれませんが、まずは調査するということが大事だと思うので、今沖縄やまた東京などでも行われていますから、やはり国に対して早急に調査を進めるように求めるべきだと思うのですが、知事の見解を聞かせていただきたいと思います。

[黒岩知事]

PFOSの問題でありますけれども、土壌調査や人体の影響調査についてのお尋ねでありました。これは全国に共通する課題である土壌や人体の影響に関する調査手法や評価、こういったものはですね、国の責務で取り組むべきものでありまして、県は国が現在取り組んでいるPFOS等の取り扱い、やっていますから、この検討を注視してまいりたいと考えています。

《意見・要望》

[井坂議員]

PFASの問題ですけれども、国の動向を注視するということですが、今、もう沖縄や東京で、

これは民間のところをやっているかもしれませんが、血中濃度の調査なんかはされているわけですよ。

やはり、こういうことを早く予防的にやっておかなければ、いざ問題になった時にですね、どういふ結果かわからないではなくて、そこからスタートではなくて、今からスタートしておくということが大事なので、注視するだけではなくてすぐに進めるように、ぜひ取り組んでいただきたいということを最後に申し述べまして、私からの代表質問とさせていただきます。ありがとうございます。

[井坂議員]

【4】県立総合療育相談センターと湘南東部障がい保健福祉圏域のサービス提供体制について

次に、県立総合療育相談センターと湘南東部障がい保健福祉圏域のサービス提供体制について伺います。

10月の議会で当事者目線の障がい福祉推進条例が可決され、今年4月から施行されますが、障がい福祉サービスはまだ不十分な状況です。現在、県立総合療育相談センターは、短期入所事業が一時的に受入れ休止を繰り返している状況です。私たちが昨年11月に現場を視察させていただきましたが、その中でも人材確保が進んでいない状況と今後の人員体制の困難さなどを伺いました。

この問題については、現在県立総合療育相談センターのあり方検討会が設置され、検討が進められています。一刻も早く短期入所事業の一時的な休止を正常に戻すことが求められます。

一番の課題は、湘南東部障がい保健福祉圏域において短期入所を含む重症心身障害児者のサービス提供体制が弱いことが挙げられます。

2022年3月に策定された第6期神奈川県障がい福祉計画では、湘南東部の医療型短期入所サービスの見込み量は、2023年の見込みでは1か月当たりの延べ利用日数209日となっており、単純に一日当たりになると最低でも7人の受入れ体制を常時備えておかなければなりません。

しかし、現在この地域で医療型短期入所事業を実施しているのは総合療育相談センターを含めて2事業者となっており、この地域の事業者だけでは利用者のニーズに応えることができない状況となっています。

そこで知事に伺います。このような現状を踏まえ、湘南東部障がい保健福祉圏域のサービス提供体制の充実についてどのように検討しているのか、知事の見解を伺います。

また、県立総合療育相談センターにおいて、1日の受入れ人数の目標についてどう考えているのか、そして、その目標を達成するためには医師や看護師は何人必要と考えておられるのかなどの人員体制について、知事の見解を伺います。

さらに、湘南東部障がい保健福祉圏域では、重症心身障がい児者施設がありません。保護者などからは強く要望をされていますが、県として設置に向けた動きが大変弱いように感じます。今後、民間事業者を含め、湘南東部障がい保健福祉圏域における施設整備についてはどのように検討されているのでしょうか、併せて見解を伺います。

[黒岩知事]

障がい保健福祉圏域	単位	福祉型短期入所サービス見込み量			医療型短期入所サービス見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
横浜	人日	5,500	5,600	5,700	2,000	2,050	2,100
	人数	1,100	1,120	1,140	400	410	420
川崎	人日	2,650	2,723	2,799	184	189	194
	人数	539	554	569	41	42	43
相模原	人日	1,887	1,902	1,917	240	240	240
	人数	236	238	240	30	30	30
横須賀・三浦	人日	2,871	3,068	3,266	93	106	129
	人数	637	696	755	20	23	26
湘南東部	人日	1,599	1,727	1,841	146	171	209
	人数	298	322	344	29	34	41
湘南西部	人日	2,378	2,446	2,544	174	185	197
	人数	336	351	368	30	32	34
県央	人日	2,532	2,689				
	人数	416	442				
県西	人日	884	1,015				
	人数	177	201				
合計	人日	20,301	21,170				
	人数	3,739	3,924		4,111	807	633

1か月あたりの延べ利用日数
209日

↑

第6期神奈川県障がい福祉計画
各保健福祉圏域のサービス見込み

次に、県立総合療育相談センターと湘南東部障がい保健福祉圏域のサービス提供体制についてお尋ねがありました。湘南東部障がい保健福祉圏域のサービス提供体制の充実については、昨年9月に外部の学識者等に協力をいただいて設置した県立総合療育相談センターのあり方検討会の中で、この圏域の短期入所や地域連携のあり方などを検討しています。

検討結果は来年度の早い時期に報告書として取りまとめていただく予定であり、これに基づいて早急に必要な対策を講じていきたいと考えていますが、短期入所の受け皿の確保などについては、報告書を待たずに医療機関等に精力的に働きかけるなど、早急に対応してまいります。

また、センターは昨年度、病棟業務を含めて常勤医師5人、非常勤当直医20人、看護師16人の体制により短期入所者は延べ174人を受け入れており、医療職の確保が難しい状況の中、現状を維持していくことを当面の目標としています。

次に、施設整備についてですが、重症心身障がい児者の施設は専門性の高い医師や看護師が必要となることから、その確保が課題であり、民間も含め新たな施設整備は困難な状況です。このため、県は障害保健福祉圏域を越えて受入れ施設の調整を行い、施設利用を希望する方のニーズに対応しています。また、医療機関へ短期入所事業所の開設の働きかけや、福祉施設が行う短期入所事業所に対して市町村とともに看護職員の配置を支援するなど、重症心身障がい児者の支援体制の充実に引き続き努めていきます。

〔井坂議員〕

【5】気候危機対策について

(1) 地球温暖化対策に係る既存事業の促進について

次に、気候危機対策について伺います。まず、地球温暖化対策に取り組んでいる既存の事業の拡充について伺います。

本県としても地球温暖化対策に取り組んでおり、今回の予算説明でもこれまで2030年度の温室効果ガス排出削減目標を2013年度比46%から50%へと引き上げるなど、積極的に取り組もうという姿勢が見られます。

しかし、それでも2050年温室効果ガス実質排出ゼロを達成するには、まだまだ施策は十分とは言えず、さらなる地球温暖化対策事業の拡大が必要です。

現在、再生可能エネルギーの普及としてZEH・ZEBの推進、自家消費型太陽光発電等導入費補助などを行っています。また、省エネ対策としては既存住宅省エネ改修費補助や、今年度から始まった中小規模事業者省エネルギー設備導入支援補助があります。これらの事業については、2023年度予算案では前年よりも増額されています。

そこで、知事に伺います。2023年度予算で拡充した事業については、どのような考え方で拡充を行ったのか、知事の見解を伺います。

〔黒岩知事〕

次に、気候危機対策について何点かお尋ねがありました。まず、地球温暖化対策に関わる既存事業の拡充についてです。

脱炭素社会の実現のためには、あらゆる主体が脱炭素を自分事として捉え、オールジャパン、オール神奈川で取り組みを広げていくことが必要です。

そこで、県の役割として、県民や企業のみなさまなど各主体の取り組みの後押し、県庁の率先実行に取り組むこととし、令和5年度当初予算案では前年度から約27億円増となる約62億円を計上しました。既存事業については、事業所向けの自家消費型再エネ導入補助を約3倍、住宅の省エネ改修補助を20倍としたほか、県有施設への太陽光発電導入も約18倍にするなど、予算額を大幅に

拡充しています。また、こうした取り組みを継続的に実施できるよう、必要な資金を気候変動対策基金に積み立てることとしています。

県としては、各主体の取り組みをしっかりと後押しし、オール神奈川で総力を挙げて脱炭素社会の実現を目指してまいります。

[井坂議員]

(2) 太陽光パネル設置の促進について

ア) 県有施設への設置の促進について

次に、太陽光パネル設置の促進について伺います。最初に、県有施設への太陽光パネル設置の促進についてです。

このことについては、わが団としてもこれまで議会で取り上げてきました。2023年度予算案では、県有施設の太陽光パネル設置促進に取り組むとし、2040年度までに設置可能な施設には100%設置を目指すとのことでした。

私も昨年代表質問で、県有施設への太陽光パネルの設置の促進、特に県営住宅への設置の促進を求めてきました。

これら県有施設への太陽光パネルを設置するための具体的な内容として、どのような施設にどれだけの発電量の設備をいつまでに設置をする方向性なのか、知事の見解を伺います。

[黒岩知事]

次に、太陽光パネル設置の促進についてお尋ねがありました。まず、県有施設への設置の促進についてです。

脱炭素社会の実現に向けて企業や市町村の取り組みを促すために、県が率先して県有施設への太陽光発電の設置を加速させる必要があります。そこで県は、太陽光発電を設置可能な県有施設について、2030年度までに50%、2040年度までに100%設置することを目標に掲げています。

この目標を達成するため、現在、各施設の状況について詳細な調査を行っており、来年度中に具体的な設置箇所やスケジュール等を定めた整備計画を策定したいと考えています。

なお、脱炭素は喫緊の課題であることから、令和5年度は10億円の予算を計上し、整備計画の策定を待つことなく、できるところから速やかに設置を進めたいと考えています。こうした取り組みにより、県有施設への太陽光発電の設置を加速させてまいります。

[井坂議員]

イ) 住宅への設置の促進について

次に、住宅への太陽光パネル設置の促進についてです。

県としても住宅への太陽光パネル設置に取り組んでいるところですが、さらに積極的に再生可能エネルギーの普及を進めることが求められます。

昨年、東京都がハウスメーカーなどに新築の住宅への太陽光パネルの設置を義務化すると発表しましたが、川崎市でも一戸建て住宅を含む延べ床面積2000㎡未満の中小規模の建物の新築時には、太陽光パネルの設置を約20社のハウスメーカーに義務付けることや、2000㎡以上の大規模な事業所やマンションの新增築についても、再生可能エネルギー設備の設置を建築主に義務付ける方向性が示されています。

県としても同様の方式を検討する必要があると思いますが、知事の見解を伺います。

また、その際購入代金が高くなることが予想されますので、補助制度を作る必要があると思いますが、知事の見解を伺います。

そして、これらの政策は新築住宅への義務付けとなっていますが、既存住宅などに対する支援も重要です。ゼロ円ソーラーや共同購入事業も進められていますが、住宅への太陽光発電を設置する際の補助制度を設けるなど、さらなる太陽光パネル設置に向けた取組を進める必要があると思いますが、知事の見解を伺います。

〔黒岩知事〕

次に、住宅への設置の促進についてです。住宅への太陽光発電の導入を促進させるためには、県民のみなさまが脱炭素を自分事として捉え、自ら率先して設置していただくことが重要であることから、直ちに設置を義務化する考えはありません。こうしたことから、令和5年度は県民のみなさまの自分事化を後押しする取り組みを進めたいと考えています。

具体的には、太陽光発電のメリットや支援策をPRするため、住宅地での説明会を新たに実施します。また、初期費用の負担なしで設置できるゼロ円ソーラー補助の事業費を約2倍にするとともに、ZEH導入補助の補助単価を大幅に引き上げます。さらに、市場価格より安い費用で購入できる共同購入事業を引き続き実施します。

こうした取り組みを推進することで、脱炭素社会の実現に向けて住宅への太陽光発電のさらなる導入促進を図ってまいります。

〔井坂議員〕

【6】葉山港指定管理者の選定に係る住民監査請求の結果について

次に、葉山港指定管理者の選定に係る住民監査請求の結果についてです。

昨年10月の議会において、私は葉山港の指定管理者の指定について、選定過程に問題があり公正性を欠いた選定だったこと、条例違反は社会的に大きな影響を及ぼさないとした判断は、県民の理解を得られるものではないとして、議案に反対するとともに、選定方法の改善を求めました。

今年の1月27日、横須賀市議会議員が起こした監査請求に対する結果が明らかになりました。

監査結果は「請求人が主張する県への損害が発生する恐れがあるとは認められない」として請求を棄却しているものの、「港湾部会における選定審査の過程は不当であったと言わざるを得ない」と述べていることは重大です。

この判断に至った経過を見ますと、選定委員5名中4名に聞き取りをした結果、事前に横須賀市の条例に違反していたことを知っていたら、「コンプライアンス、社会貢献」や「事故不祥事への対応・個人情報保護」の項目を減点していたという証言があったこと。さらに、この事業者が「短期間と同じ区域で同じ態様の法令違反行為を繰り返していることからすれば、一般的に見て社会的影響は小さくないというべきであり、それは是正した事実や過怠金が納付済みであったという事実をもってしても変わるものではなく、公

葉山港

るようなことがあってはならないと言すべきであり、そうした観点からは、本件募集要項は、条例第20条に定めた選定基準の目的を実現するための適正な内容であったとは認めがたく、加えて、関係人調査において委員の1名が、同社の法令違反行為について仮に審査前に河港課から情報提供があったとすれば、湘南港についても葉山港についても、同社に対する「9 コンプライアンス、社会貢献」及び「10 事故・不祥事への対応、個人情報保護」の仮採点を減点したと回答していることからすれば、令和4年12月7日の神奈川県議会本会議の代表質問に対して知事が答弁した今後の扱いのとおり、行政処分という重大な結果を招いたものについては全て報告を行った上で、その評価を委員の裁量に委ねるべきであったと考えられる。

また、社会的影響の大きさについては、前述のとおり具体的な基準は示されていないが、同社が、短期間と同じ区域で同じ態様の法令違反行為を繰り返していることからすれば、一般的に見て、社会的影響は小さくないと言すべきであり、それは、是正した事実や過怠金が納付済みであったという事実をもってしても変わるものではなく、公正な審査が尽くされるべきであるという観点から、同社が報告書に記載を要しないと判断した場合でも、河港課が記載を求めるべきであったと考えられる。

こうしたことを踏まえれば、同社が過去3年間に行った法令違反行為の事実が看過されて行われた選定審査の過程は不当であると言わざるを得ない。

3 結論
以上のことから、港湾部会における選定審査の過程は不当であったと言わざるを得ないもの、請求人が主張する県への損害が発生するおそれがあるとは認められないことから、本件監査請求には理由がない。

住民監査請求の結果内容(抜粋)
港湾部会の選定審査において同社が指定管理者候補として選定されたことが条例第20条に違反して法・不当であるか否かについて

港湾部会における選定審査の過程は不当であったと言わざるを得ない

正な審査が尽くされるべきであるという観点から」「報告書に記載を求めるべきであった」と考えられるとしています。

そこで知事に伺います。問題となった事業者が受けた横須賀市の行政処分について、社会的に大きな影響を及ぼさないとした県土整備局の答弁と今回の監査委員の指摘には大きな開きがあると思いますが、このような指摘についてどのように受け止めているのか、見解を伺います。

また、「公正な審査が尽くされるべきであるという観点から」「報告書に記載を求めるべきであった」という監査委員の指摘は、公正な審査という点で問題があったということだと思いますが、このような指摘についてどのように受け止めておられるのか、知事の見解を伺います。

[黒岩知事]

最後に、葉山港の指定管理者の選定に係る住民監査請求の結果についてお尋ねがありました。

選定のやり直しなどを求めた住民監査請求の結果では、外部評価委員会における選定審査の過程は不当であったとされましたが、県に損害が発生する恐れは認められないとして棄却されました。

この監査結果は、監査委員という独立した機関からの指摘として真摯に受け止めています。

県としては、今回選定した事業者が過去に横須賀市の行政処分を受けた件について、既に市の指導を受け現地の是正や必要な手続きも行われ適正な状況となっていること、また、選定基準に基づき外部評価委員会によって審査が行われており、その結果、当該事業者が第一順位に評価されたこと、こうしたことから指定管理者制度の運用に関する指針に則り、候補者の選定を行いました。

《再質問》

[井坂議員]

最後に、総合県立保護療育相談センターと、それから湘南東部保健福祉圏域のサービス提供体制についてですけれども、今、様々取り組みをされているということではありますが、しかしこれではなかなか進んでいないというのが今の現状なんですね。サービス提供体制、充実できていない。この状況を改善するために、いつまでにこの体制の強化を図るつもりなのかを聞かせていただきたいと思っています。

さらに、サービス提供体制を責任を持って増やすためには、今の取り組みだけではダメで、県としての予算措置を含めた支援策の充実をしなければいけないと思うのですが、どのように考えているのか聞かせていただきたいと思います。宜しくお願いします。

[黒岩知事]

それから、総合療育相談センターの短期入所の機能が十分に発揮できていない。これは重く受け止めております。センターのあり方検討会の検討結果は来年度の早い時期に報告書として取りまとめていただく予定でありまして、これに基づいて必要な対策を講じていきたいと考えています。

また、短期入所の受け皿の確保などについては報告書を待たずにですね、医療機関へ短期入所事業所の開設の働きかけや福祉施設が行う短期入所事業所に対して、市町村とともに看護職員の配置を支援する事業を実施して、当事者とその家族の安心につながるよう努めてまいりたいと考えております。答弁は以上です。